

令和4年12月定例会
文教厚生委員会録

開催日時 令和4年12月16日（金曜日） 午前10時00分から

場 所 全員協議会室

付託案件 議案第47号
有田市立保育所条例の一部を改正する条例
議案第58号
有田市都市公園条例の一部を改正する条例

出席者

出席委員 中谷桂三委員長・上野山善久副委員長
児嶋清秋委員・池田敦城委員
成川 満委員・中西登志明委員

西口正助議長

当 局

市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長・大松満至市民福祉部理事
児嶋利樹市民課長・石井哲也生活環境課長
御前一晃福祉課長・南村尚史福祉相談室長
網谷彰洋保険年金課長・桃井克博健康推進課長
石井義人高齢介護課長・宮井美恵福祉課主幹
吉野有美子ども係長

教育委員会 伊藤正人教育次長・松村尚彦教育総務課長
嶋田実明生涯学習課長・岩田吉広市民会館館長
田廣研作社会体育係長

水道事務所 北野宏幸水道事務所長・馬倉三喜水道課長

総合行政委

員会事務局 森川直子局長

経済建設部 上田敏寛経済建設部長・泉 泰朗都市整備課長

議会事務局 田中 聡局長・福永康一次長・大谷真也書記

開 会

○中谷委員長： 開会挨拶

○御前課長： 議案第 47 号

有田市立保育所条例の一部を改正する条例の説明

○中谷委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○成川委員： 閉所ということで、糸我保育所へ何人行けなくなったのですか。

○御前課長： 現在、糸我保育所に通っている児童につきましては、12名おります。その内8名が、卒園となりますので残りの3歳児・4歳児の4名が、いずれかのところに転所することになります。

○成川委員： 閉所しなければ、新しい3歳児も人数に入りますが、少なくなったな。もう保護者の閉所することについてのご理解というのは、説明してくれていましたが、特に意見はなかったのですか。

○御前課長： 保護者の皆様への説明に関しましては、4月当初から三役会で役員の方に、まずは現状を説明させていただきまして、その後、保護者総会がありましたので、その場でも、閉所ということではなく、糸我地区の児童数の減少がしているということの現状をお伝えして、集団性の確保というのが大事ではないかということをお伝えしながら、丁寧に説明を3回ほど保護者の方々と意見交換する中で、市の考え方としてはどうなのかということも問われまして、福祉サイドからするとやはり集団性、児童の成長という観点から考えますと、閉所をしたいという旨を、こちらから伝えさせていただきまして、そういうことであれば、協力させていただくということで、保護者の方からご意見をいただいたところでございます。

○成川委員： 特になかったということで。地域からも、特に何の声もなかったのですか。

○御前課長： 9月議会の全員協議会で、この旨を説明させていただいた以降、自治会の方にも説明させていただきました。それと学校運営協議会というふうな地域の方が集まった会がありましたので、そちらの方に出席させていただいて閉所の旨をお伝えさせていただきました。その中では 特段閉所に関しては何もなく、児童が少なくなっているのであれば仕方がないと理解していただいたのかなと思います。

あとはその跡地利用について、公共施設がなくなることによって地域が寂しくなる。そのことをしっかりと考えていってくれという意見をいただきました。閉所に関して反対するようなご意見はいただいておりません。

○成川委員： 遡ると、初島保育所と港町保育所が一緒になってそとはま保育所。続い

て、箕島保育所は閉所で今回糸我保育所が閉所ということなので、来年度から保育所は5園になるかな。今また、保田保育所は改築工事をやっている。そんな流れの中で、前々から保育所の再編、将来的にこういうふうにしていくというような計画が、いろいろ協議されているみたいですが、現時点で見通しはどうか。

○御前課長： 委員おっしゃるように、東側エリアと言いますか、糸我、宮原、保田につきましては、保田は今改築工事に入っています。宮原の方も改築と言いますか、宮原小学校跡地を活用してそちらの方に改築移転ということで計画では進んでいるところです。西側エリアに関しましては、先の議会でも一般質問等ありまして、宮崎保育所、古江見保育所のあり方について再編計画の中でも、まだどうするというようなことは決まっていますが、保田保育所の新設があった時に、園児の流れと言いますか、今古江見の方ではゼロ歳児から受け入れしておりますが、それが保田保育所でもゼロ歳児の受け入れを可能となるようにしようと考えております。そういうふうな園児の動きであったりとか、これからの出生数とかそういうところを見ながら、再度再編計画をバージョンアップと言いますか、させていただければと思っています。

また、民間委託と言いますか、他の市町村では民間委託等も検討されて進めているようなところもありますので、本市におきましても、そういう面でもできないかということ再編計画の中で考えていけたらというふうに思っております。

○成川委員： 宮原保育所は小学校の跡地へ。他の学校も何か専門学校みたいな話もあるらしいけど、あの場所を利用して建て替えて転居、それはそれでいいと思います。検討しないといけないのは古江見と宮崎、ここら辺がどうしていくかっていうところが課題になると思いますので、先ほど、民間がどうのこうのと言っていましたけど、それはまた別の話で置いて、まだ3園で進めるか4園で進めるかということはまだそこまで協議ができてない、今後の課題ということでもいいですか。

○御前課長： はい、その通りでございます。まだ3園にするか、4園にするのかということの決定は行っていません。協議をさせていただいているところでございます。

○成川委員： 今後の課題で大事なことになるので、全体を見渡して、保育所の再編、統合について頑張ってください。終わります。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○児嶋委員： 民間委託とは、認可保育園などを考えられているという意味で捉えたらいいのですか。

○御前課長： 認定こども園というようなことで民間委託をされている幼保一体と言いますか、そういうふうなところもありますので、そういうのも目指せたらと考えております。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○上野山副委員長： 最近、保育所 保育園でいろんな問題が起きています。今回この再編の中で、また先生方のストレス等も考えられると思いますが、今まで他の地域であった問題については、よく言われる先生方の働き方にも問題があったのではないかと

というようなことも言われていると思いますが、今回この再編に伴ってまた一から皆さんに今後の有田市としての先生の配置であったり、考え方というところ再度、お話を十分にさせていただいて事あるごとに先生方のご意見も聞くというようなことを重点的にやっていただきたい。有田市からはあのような様々な問題は絶対出さないということ肝に銘じていただいて進めていっていただきたいと思っております。答弁は結構です。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○池田委員： 中学校も小学校も保育所もどんどん子ども数の減っていくから、統合だの閉所だの、まあ自然の流れで仕方ない部分も理解はできるんですけど、現市長は、もう4期目ですよ。その間子どもを増やしていこうというふうな取り組みをやってきていると思うんですけど、これまでやってきた施策に対して、今後、子どもを産んでいただくとか、子どもを増やすとかそういうふうなことが本当にできるのかっていうところを、皆さんどこまで真剣に考えているのかなって思うんです。こんな言い方をすれば失礼ですが、あと10年経てば5年経てば退職される。その時だけ仕事していればいいみたいな部分あると思うんですよ。でもこのまま行くと、結局、保育所も1ヶ所、小学校も1ヶ所、中学校も1ヶ所というのが当たり前のように進んでいますけど、国もそれを真剣に考えていないから、こうなっているんですけど、有田市においては有田市行政を動かしている我々の責任ですよ。そういったところをどれだけ真剣に考えているのか答えていただきたい。

○宮崎部長： 本当に少子化というのはどんどん進んできているところで、令和3年からMarry Youでいろんな事業を行ってきて、経済的な支援をしていると思います。それもありますけども、もっとお母さんたちに寄り添える、困っているというところに寄り添える職員を育てる、人材育成というところに力を入れるのが大事だと私は個人的には思っておりますので、保健師とか子育てをしている家族に寄り添えるような人材育成に力を入れるべきだと思っております。

○池田委員： その人口を含めて、子どもを産んでいただくというところは、ものすごく国力とかねそのまちの活力もそうですけど、やはり人口なんですよ。またこの場で私の持論を話すと「あいつ何言うてんのな」みたいなことを思われる方もいると思うんですけど、ある一部の方々には私の持論をずっと話してきている方もいると思うんですよ。

どうしたら、女性が子どもを産むという女性しかできない、我々男性は産みたくても産めないんですから。そこに誇りを持つ。女性は昔から活躍しているんですよ。日本のお母さんは素晴らしいんですよ。それを女性活躍社会だの男女共同参画だの悪いと言うんじゃないんですけど、いろんなまやかしの部分って本当にたくさんあるんですよ。人口が減っていくと、この国の未来はないですよ。国がしないのであれば有田市がやりましょうよ、真剣に。50年かかりますよ、それ以上かかりますよ。でもどれだけ皆さんが真剣に取り組んで原因を突き止めて、今やっていることなんかやってい

ても絶対増えない。またみんなで考えて一生懸命やっていきましょうよ。よろしくお願ひします。結構です。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○嶋田課長： 議案第 58 号

有田市都市公園条例の一部を改正する条例の説明

○中谷委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○成川委員： 4 ページの付則で、交付の日から起算して 2 年を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。この施設がオープンすることを指していると思いますが、これだけではさっぱりわからないので、今のところオープン予定はいつですか。

○嶋田課長： 今のところ令和 6 年の 3 月下旬、春休みぐらいに オープンしたいと考えております。

○成川委員： 付則に 2 年と書いていますが、来年度中にとのことですね。

○嶋田課長： 来年度も工事がございまして、工事の進捗状況も踏まえて施行日を決めていきたいということで、こういう形を採らせていただいております。

○成川委員： 約あと 2 年後。こうやって指定管理者の準備行為も始めないといけないから、今これを決めておこうということでしょう。基本的なことで、有料施設が 2 つ存在する。多目的グラウンドと屋根付き多目的広場。一番基本的なことですが、有料だと、そこであの一体何をするのか、どんな人が利用するのかということが見えていないので、もしかしたら説明があったかも知れませんが、利用形態、多目的グラウンドはこういうことに利用できます。屋根付き多目的広場はこういうことで利用されることを想定しています。多目的グラウンドについては、例えば、サッカーとかラグビー。人工芝という話もあるので、そういうものについては公式の試合ができる規格になっているのかとか。わからないことが多いので、この有料の 2 つの施設についてどういう考えでどういう利用を想定しているのかについてお聞かせてください。

○嶋田課長： 多目的グラウンドにつきましては、サッカーの公式の試合ができるグラウンドでございまして主なもので言いますと、サッカー、フットサル、陸上ホッケー、グラウンドゴルフとかそういった利用を想定しております。

屋根付き広場につきましては、当然屋根が付いている利点を生かしながら、フットサルであるとか、グラウンドゴルフ、ゲートボール等の利用を想定してございます。

○成川委員： ラグビーは出来ないのか。

○嶋田課長： ラグビーについては、当初の段階では検討していましたが、実際なかなかラグビー競技で利用というのが少ない状況の中で想定を外したという経緯がありまして、河川敷の方のグラウンドを利用させていただくということで考えております。

○成川委員： そういう経緯があった。競技人口も少ないというようなこともあったのかもしれませんが、せっかく莫大な投資をして、多目的グラウンドということで広範囲にいろんなことに対応して大勢の方に利用してもらおうということが大事だと思うので、そういう方向で検討してみてください。

それから、僕らは古い人間なので、イメージとして公園っていうのは誰でもが自由に出入りして、無料で利用できるというのが公園かな。ちょっと古いんやけどね。普通だいたいそういうふうに考えるんですよ。ここに有料規定を設けた。これはこれであの広いところだから、できるだけ利用するように頑張っやけどやってくれたらいいけども、これ以外のところで、一般の市民がいつでもどこでも誰でも利用できる場所は、例えば、この2つの有料施設以外にどれくらいの面積があって、どんな利用ができるということを教えていただきたいと思います。

○嶋田課長： このスポーツ公園の中に遊具広場というところがありまして、そこは約2,000平方メートルございます。それとこのグラウンドの周辺に、歩きながら健康器具とかを配置したコースも設定しておりまして、そういう面では子どもから高齢者までいつでも利用できるようなそういう施設もございますので、そちらの方をご利用していただきたいなと考えております。

○成川委員： 他のそういう利用できるところもあるということですが、この中心に多目的グラウンド、屋根付き多目的広場。先ほども言いましたが、これらが利用されていたら皆公園を利用して喜んでいるなと思います。

これが、公園の真ん中の施設にいつも誰も人がいない。皆はこうやってその端っこの方で公園を利用したいという人がいるというような状態であれば、いかにもだと思うので、そこら辺指定管理者制度を入れるらしいけども、例えば、利用料金を払って貸切でやる場合仕方ありませんが、貸切でない場合、このグラウンドはメンテナンスがあると思いますが、この屋根付きの広場は貸切でなければ、みんなは雨でもこうやって子どもでも高齢者でも利用できるという配慮っていうかな。

せっかくここだけで費用は27億くらいかな、プールは別にして。そんな莫大な投資をして、できるだけどうすれば、市民の人、別に市民だけではありませんが、大勢の人に喜んで活用してもらえるかという視点で考えていただきたい。

それと今言ったようなことも含めて、まあ2年先だということだと思っておりますが、実際あの市民の人は27億かけてやっているということ自体も知らないし、どんな公園ができるのか、どんなに便利なるのか、どんなにいい施設できるのかということをおぼろげにわかってない。それで、PR、周知、広報これをわかりやすくしないと「一体あれは何よ、どんなになってるんよ」ということになっている。そこら辺のことは大事なことだと思うので、是非そういうこと進めていただきたい。

○中谷委員長： 今の件に関連して、この条例には関係ありませんが、先ほど成川委員がおっしゃったように、無料のところは、一般の方も使えるますが、多目的グラウンドの照明は利用された時しか照明を点けないのか、無料で使えるところは、夜間の照明がなくて使えないようになっているのか。設備的にはどうですか。

○嶋田課長： 夜間のグラウンド使用に関しての照明は考えております。歩くコースなどには照明もありますので、ある程度使えるというところと、先ほど成川委員がおっしゃれたようなことについては、指定管理をこれから公募して進める中で、利用のない時の利用の仕方とかを含めて検討していきたいと考えております。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○児嶋委員： 完成後のこけら落とし等は予定されていますか。サッカー場として利用できるということであるので、有田市出身でプロの選手もいると聞いたので、そのような方を呼んではどうかなと思いますので。

○嶋田課長： 令和6年3月下旬のオープンに向けては、記念式典なりオープンイベント的なことは考えております。それと地元出身のサッカー選手でかなり活躍されてる選手もいますが、タイミング的になかなか3月下旬でサッカーシーズンもありますので難しいかなと思ってまして、たदैずれかの機会に、そういうイベント的なことを考えていきたいと考えております。

○児嶋委員： これをすることで有田市の存在感っていうか いい施設ができてるといふことで、交流人口も深められると思いますのでよろしくお願ひします。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○成川委員： 2年後を目指して、先ほど言った広報もいろんなことも含めて、よりみんなに使ってもらえるように、指定管理者もあるし、詰めていくということですが、今、公式のサッカー場と言われましたが、もし、公式のサッカー場で使われようすれば、かなり人が来ます。バスに乗ってくる人もあると思う。その時に大事なのはバスの駐車場。バスは乗客を降ろして、何処かであわしてまた迎えに来る方法がありますが、混雑すると思います。利用者の便宜も含めて、今日は、都市計画の担当の人も座っていますが、あそこへアクセスする道路。産業道路から直によ、都市計画の街路決定しているところで、あそこの公園のところへそと浜保育所の東側かなあの辺りへ道が入る予定になっているので、これを早く造らないと、あと2年後にこの新都市公園がオープンする。今えみくるが先行してある。結構いろんなイベントとかあったらかなり混雑するし、まずいのではないかと考えているので、大きなあのアクセス道路ができたなら、皆そこからこうやって、行ったり来たりできると思うので、今のところ向こうへ周回もできる。

よりこの公園が生きるように、一体的に道路の整備は大事だと思うので、これから外れるかもしれませんが、あそこで都市計画の課長さんも座っているので、聞かせてもらっても構いませんか。

○中谷委員長： 答えられますか。はいどうぞ。

- 泉課長： 現在内川港線においては、産業道路と言われるところと新都市公園をつなぐバイパスの都市計画道路について、県と認可に伴う調整をしているところでして、できる限り早期に完成し供用開始を迎えたいという思いで事務手続きを進めています。
- 成川委員： えみくるは15億くらいかかったのかな。この新都市公園も27億ぐらい。合計で40億以上の投資よ。この公園もその投資した額に応じた効果、みんなに喜んでもらう。それをやろうと思えば、絶対にこの道が必要になってくる。今のままでは状況が悪い。2年先にオープンするというのであれば、いろいろ都市計画道路はこうやってその手続きとか必要ですが、是非とも頑張ってください、できればオープンに間に合うように。無理か。首振ってるな。本来はそういう計画を立てて施設を造るということは、アクセス道路が絶対に必要よ。これ一体にして計画していかないと。名前の都市計画が泣くと思うのでね。それで、投資効果も薄れる。道がややこしければだめなんです。せっかく立派な公園を造るというのであるから、そこら辺より効果とかが出て、みんなに喜んでもらえるように、また1日も早くできるように頑張ってください。
- 中谷委員長： 今の件で2年後の完成に向けて、道路の件で一般の方から言われているのは、国道42号からの入り口のところに、今はそのえみくるの水泳場の案内もないので、その時点でいいので、国道42号線の入り口のところに、そのような施設があるということの案内板の設置も検討しておいてほしい。今成川委員がおっしゃったように、道が新しく出来ればその道への産業道路のところからの案内も必要だと思うので、それも含めて検討の方よろしくお願いします。

ほかに御質疑ありませんか。

- 中西委員： 今後、決定した指定管理者によっていろんな細かいことが決められていくっていうように、説明されたように思いますが、グラウンドの使用目的について、サッカーとか、グラウンドゴルフとか説明されていましたが、それ以外で、ラグビーはできません。こういう競技しかができませんというその指定管理者が決めるのですか。それと有田市内、市外の方の確認をプールの時も免許証とかということで、説明されていたと思いますが、団体に勤められている人とか、そういうことも、ここに書かれています。そういった団体の確認というのはどのようにされるのか。それとこの料金についてですけど、お一人の料金ですか。以上3点よろしくお願いします。
- 嶋田課長： グラウンドについては、子どものラグビー教室であればできます。公式のラグビーはポールがないのでできません。火気を使わないイベント等は使えるかなと思っています。そういうことを決めるのは、指定管理者が全て決めるのではなくて、十分市と協議した中で、利用の仕方については、確認しながら進めていくということでございます。

グラウンドの使用については3ページの別表をご覧ください。例えば、市内の方が、団体とかで多目的グラウンド全面借りたい場合、1時間あたり2,400円ということですよ。1人当たりではございません。それと照明についても夜間で1時間あたり1,500円の利

用料をいただきたいというところがございます。

市内の団体等につきましては、規則の方で減免の規定等を考えておきまして、例えば、体育協会への加盟であるとか、小中学校、保育所とか福祉の団体であるとかそういったところは減免の対象としていくということで考えております。あと市内、市外の確認ですが、市内の団体につきましては、市でほしい把握しております。ただ任意の団体については、初めて利用するときに団体登録してもらうなりの対応で考えております。ややこしい場合も、そういう団体登録で市内、市外の把握に努めて、減免の対象になる有無を確認していくような方法を探りたいと考えております。

○中西委員： 分かりました。ありがとうございます。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○池田委員： 指定管理者制度で進めていくと思うんですけど、これまで通り税金を投入して、この施設を管理してくれというふうなやり方ではなく、新たな指定管理制度というものを、今度の施設に関しては考えていただいて、新たに条例を出してくると思うんですけど、その前に、一度私に、どういった指定管理制度で運営されていくのかを前もって教えていただけますか。

○嶋田課長： 今議会で、この条例と一般会計の補正で債務負担行為も承認をいただいたら、これから指定管理の公募の事務を進めていきまして、その中でこの施設を一番有効に活用できるような指定管理者を選定したいと考えておりますので、その募集要項で最大限活用できるような募集の仕方も再度研究したいと考えております。

○池田委員： 公共の施設っていうことで、これまで球場にしても、えみくるにしても何千万という税金を使って管理してください。誰でもできるんよ。違う考え方をすると、家主である有田市が、その施設を貸すから、あなた方はこの施設を最大限利用して儲けてくださいと、以前も言ったと思うんです。家賃をいただくぐらいの経営感覚を持って、これからの行政はやっていかなければ、今までみたいに年間7,000万渡すから管理してください。何かあったら直しますから。こういうのは誰でもできる。別に家賃まで取る必要ないけど、えみくるの今の状況ですけど、きちんと精査して年間の指定管理料を少しでも安くするような考えを持たれていますか。えみくるにはお客さん入ってるんでしょ。利用料をとってるんでしょ。これ税金だから皆さんそこまで真剣に考えていないのではないですか。

○嶋田課長： 池田委員のおっしゃるとおり、私どももできるだけ指定管理をするという中で、やはり民間のノウハウであるとか、活用を促進させて経費と収入っていうところで、できるだけ安く、有効に施設を利用していただきたいので、えみくるについても、十分そういうところで指定管理にも注文もさせていただいています。年間で7,000万から8,000万かかっておりますので、できるだけ収入も増額になるよう努力するように再度市の方からも徹底して施設の活用の部分も含めて指定管理者の方にも伝えていきたいと考えております。

○池田委員： これからは、今までどおりの指定管理制度というものを継続するのは

なしに、新たな制度改革をしていく必要があると思うんです。その辺のことも含めて、新たに行政というものの考え方を180度変えて運営をしていていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- 中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 成川委員： この新都市公園の指定管理料は債務負担かな。1400万かな。
- 嶋田課長： 今回の一般会計補正予算の第6号で債務負担行為の補正をお願いしております。健康スポーツ公園の指定管理料として令和5年度600万、令和6年度以降9年度までが年間2,400万で限度額の設定をお願いしているところでございます。
- 成川委員： その補正予算にも計上されていて、そこで議論もあると思いますが、普通に考えると、広場の公園であれば、有料で貸すといっても、受付と見回りする人一人がいいと思います。これは多分公式競技とかできるきちんとした優良施設なので、メンテナンスから色々含めてどれくらい必要かということで積算したのがその金額だと思うので。先ほど池田委員も言われていましたが、市と指定管理者はどんな関係でどんな契約をするのかということは大変なことなので、まあ2年先の話ですが、2,400万という数字は出ていますが、こういう形の指定管理者の募集をして、こういう管理をしていくということを議会の方へ改めて説明をいただきたいと思います。
- 伊藤次長： 指定管理の際には、先ほど課長も言いましたけども、募集要項等々を議会の方へ報告させていただきますので、その時はよろしくお願いいたします。
- 成川委員： 是非市の考え方を含めて、説明をいただきたい。
- 中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 上野山副委員長： 3ページの別表の多目的グラウンドの種別で3分の1面とありますが、全面、半分、3分の1とありますが、半分はなんとなく理解できますが、3分の1というのはどういったことを想定しているのでしょうか。
- 嶋田課長： 3分の1面につきましては、フットサルを想定しております。全面は大人のサッカーができる十分な広さありまして、この2分の1面につきましては、少年のサッカーがちょうど取れるような面積でございます。
- 上野山副委員長： ありがとうございます。それと次の4ページ。これは、別表の備考の4番目に入場料を徴収する場合は2倍の額とするとありますが、私の知る限り2倍では安いのではないかと思います。これはどのように算出されたのでしょうか。
- 嶋田課長： この規定につきましては、市の野球場であるとか、そういった社会体育施設でこのような形で2倍でということでも今までも設定しております。他の施設でも同様か、こういった規定が設けられているところが多いということで、備考欄に入場料を徴収する場合は2倍ということで決めさせていただいております。
- 上野山副委員長： 甲子園とか大阪ドームとかは、おそらく倍ではきかないくらい取られていると思います。それは何故かと言いますと、後のゴミの始末や、入場する際の誘導員であったりということも想定してやっているはず。2倍ぐらいであれば、それを賄えないので、先ほど言った利用の規定のところ、そのようなことは主

催者で全部する責任がありますということを明確に書いていただいで、ご説明もしていただくということをしないと2倍では厳しいのかなと思いますので、その辺りもしっかりしていただきたいと思います。

最後にこれは先ほど成川委員がおっしゃったことに対してご報告いただくときに一緒に回答いただければ結構ですが、無料で遊んでいただける遊具。日本で一番のくるくるくる回る滑り台など、非常に話題に上がっている遊具があります。そちらは無料で使用していただくのですが、こういったものは、危険も伴うものだと思います。本当に安全性は大丈夫かなと個人的には心配しています。

それから、夜間と言いますか深夜と言うか誰の目にもつかないときに、結構たまり場になって、遊んだり、器物を壊したりということも他のところでも聞いたことがありますので、そういったところの対策、対応も含めて、次回ご回答いただくときには、その部分も合わせてこういう風にするという対応策をお話しいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○西口議長： 先ほど池田委員や成川委員がおっしゃったように大きな投資をしている。市民からすれば、健康増進のためにこういう公園や施設を市が造ってくれるという感覚が強いわけよ。先ほどからの説明を聞いていると、民間のノウハウをもって、こうやりたいというのではなく、数字の根拠。先ほども言われていましたが、掃除をしたり、管理するのに費用は要ります。だから、その費用が必要となりますというような説明をしないと。この料金については、市の見解を求めたい。高いという感覚で、もう既に議会として考えてもらえないかという申し出があります。この料金設定については根拠が乏しい。料金を設定するとき、経営を考えてするのか、目的とするのか、その辺りをきちんと説明しないと、そのような取り方になると思います。例えば、グランドゴルフ。どの施設を使ってするか分かりませんが、1時間この全面で計算すると、市内の方では2,400円となる。仮に4、5時間すれば、1日で1万円程度必要になる。例えば、港地区でグランドゴルフをされている方は、立派な施設を造ってもらって期待している。あの方たちはほとんど毎日しているようです。それで1日1万円。造ってもらえても料金が高ければよう使わない。料金の根拠についてはきちんと説明できるように。それを理解していただくには、こういう施設ができるということをもっと周知して進めていかないと、いろんな問題が出てくると思います。せっかく造るから、みんなに喜ばれるようなものによ。それと、えみくるについてもいろんな問題。あそこの公式行事の料金が高い。小学生対象でキャンプとかの行事を計画してくれているけども、小学5年生が1泊2日のキャンプに参加するのに、あれは市の施設であるにもかかわらず、1万円。経済的な理由から参加できないようになってくる。そういうことも考えた運営をしてあげてほしい。莫大な費用をかけて造ったわけよな。それと、指定管理料を決めることについては、根拠をもって計算しているわけよ。そういうことは明確に言えるようにしておいてよ。

それと指定管理料。この根拠についてはきちんと説明すると言っていますが、月曜日の予算委員会にも出てくるけども、それだけ頼っておきます。一度決めたら、朝令暮改的に言われたからと言って、変えるわけにもいかないので、それだけ頼っておきます。

○嶋田課長： 料金関係でもう一度補足させていただきます。

この料金設定につきましては、県内他市の施設の料金とかを参考にしながら、特に意識したのは海南のスポーツセンターの同じ人工芝で、面積は向こうの方が少ないんですけども、そういったところよりは安く他の施設より高くない程度の料金の設定を一応させていただいております。それと老人クラブ等々の団体につきましては、料金表のこの市内の、例えば、全面で2,400円の半額を規則で減額するようなことも合わせて考えておまして、1時間あたり1,200円程度になるかなというところと、例えば、指定管理者との話し合いも必要ですが、平日の昼間であるとか、あまり利用の頻度の少ない時間帯につきましては、その中でいろいろ考えていけるかなというところもございます。

まだまだこれからこう運用の中でも十分対応できる部分はあるかと思っておりますので、委員の意見を踏まえながら考えていきたいと思っております。

○西口議長： 答弁すればいいというものではない。条例で決めるのだから。あなたの答弁であれば、彼であれば半額にする、こうこうで自由にするのか。誰に裁量権があるのか。そういうことをきちんと決めてするのが、条例であり規則よ。きちんとしたものを出して。老人クラブであれば半分にする、規定がないのにどんなにする。

○嶋田課長： 規則で市内の老人クラブについては半額を考えております。先ほど、説明不足だったのは、例えば、昼間で使用申請がないような状態の時に、先ほど委員からも無料で開放するようなことは指定管理者と協議しながら対応できていくかなというところで検討していきたいなというところでございます。

○西口議長： 今説明したような規則が出来ているのであれば提出するように。条例以外に規則でも運用していくのであれば。

○伊藤次長： 後でお見せします。

○西口議長： 先ほどから言っているように、答弁すればいいというものではない。本来はこの場に規則と料金と、経営云々と出してくるのであれば、きちんとできてから出してくるものよ。タイミング的に2年後にするものよ。何故今ここで料金を決めて、きちんと出来ていないものを、今審査しないといけないのか。2年後から始まる指定管理、どこがしてということは決まっていけないのに、今予算で、年間2,400万。どういう根拠で数字を積算したのかとか、これは予算委員会でするけども、そういうような部分で、物事を動かすときに、大きな金額を使ってやっていることだから。難しいのが、市民のための健康増進と、投資をした部分をしていかないといけない。ただの広場の公園であれば、料金を取らなくてもいい。投資をして施設整備をしているから、料金を設定しないと経営できない。料金設定については、どこどこと比べると安いで

すという問題ではない。そういう感覚がずれている。委員からいろんな意見を聞いたから真摯に受け止めて、検討してやるくらいの感覚をもって進めていかないと。

○成川委員： いいですか。これは大枠の条例なので、その中身のことが少しわかりにくいところがある。月曜日の予算決算委員会には先ほどから話題になっている年間2,400万の指定管理料の債務負担の予算が審議されるので、今、次長も規則をお見せしますとかと言われてましたが、2,400万の指定管理要領。こういうことで指定管理をやるという考え方、計画。それと今、料金の話も出ましたが、全体を動かしていくのにおそらく老人クラブとか体育協会とかそういう市内のところには健康スポーツ増進なのでいろんな配慮をした規則があると思いますが、やはり一体的に審議しないと、部分部分だけをとってこれはもうこれでいいとかだといけないので、月曜日の予算決算委員会に2,400万の根拠。計画してこういうことに指定管理をするということと、この料金設定をするけどこれはこのように運用していくと、料金設定をしてない部分についても、こういう運用をしていくという全体の進行計画を改めてその予算っていう意味から、説明、資料はできますか。

○伊藤次長： 今回の成川委員のことにつきましては、資料を作成いたしまして、月曜日に説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○成川委員： みんないろいろ言うてくれています、大事なことです。これが市民の人に喜んでもらえたら一番いいこと。

規則が出せるのか、出せないのか分かりませんが、これは一体のものなので。それと指定管理の要項。こんな要項で2,400万円を積算しました。もう一つ言えば、この公園について、ここの指定管理のこと、債務負担のことというのは出発なんでね。あと2年後と言っていますが、最初が大事なのでね。教育委員会は十分責任を持って説明をお願いしたいと思います。

○中谷委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

閉 会 午前11時19分